

新型コロナウイルス感染症支援金に関する比較一覧

	事業名	概要
	<p>月次支援金</p> <p>※申請期限</p> <p>8月分 10月31日まで 9月分 11月30日まで</p>	<p>2021年4月以降に実施された緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、令和3年4～6月の各月売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に月次支援金を給付</p> <p>【支援金額】法人： 上限20万円/月 上限 個人事業者：上限10万円/月 上限</p> <p>※下記の緊急事態措置協力支援金の申請事業者は、給付要件を満たしても4月分のみ申請対象となります。</p> <p>※詳細は道特別支援金ホームページをご覧ください。 https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/</p>
道	<p>緊急事態措置協力支援金 (飲食店等)</p> <p>※申請期間</p> <p>8月/9月分 10月31日まで 9月分 11月30日まで</p>	<p>飲食店、カラオケ店、結婚式場等を対象に道の要請を踏まえ、営業時間を20時まで、酒類提供時間を19時(9月13日からは19時30分)までとした事業所に対し支援金を支給</p> <p>【対象期間】8～9月分 8月27日～9月12日 9月分 9月13日～9月30日</p> <p>【支援金額】売上実績に応じて支給</p> <p>※詳細は緊急事態措置協力支援金ホームページをご覧ください。 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/inshokutenshien/top.html</p>
	<p>(道特別支援金A)</p> <p>※申請期限 令和4年1月31日まで</p>	<p>昨年秋以降の感染症再拡大に伴い、営業時間短縮対象飲食店等との取引先や、往来・外出の自粛要請等による影響を受けた道内事業者を対象に、令和2年11月～令和3年3月の期間のうち、ある1か月の売上が前年又は前々年同月比50%以上減少した事業者に対して支給</p> <p>【支援金額】法人： 20万円 個人事業者：10万円</p> <p>※一時支援金を受給した事業者は対象となりません。</p>
	<p>(道特別支援金B)</p> <p>※申請期限 令和4年1月31日まで</p>	<p>令和3年4月～7月のいずれかの月の売上が対前年または前々年同月比で30%～50%未満減少</p> <p>【支援金額】法人： 10万円 個人事業者： 5万円</p> <p>https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/tokubetsushienkin/01top.html</p> <p>※月次支援金及び緊急事態協力措置支援金を給付される事業者は申請対象外となります。</p>

	<p>(道特別支援金C)</p> <p>※申請期限 10月12日～ 令和4年1月31日まで</p>	<p>令和3年8月～10月のいずれかの月の売上が対前年または前々年同月比で30%～50%未満減少</p> <p>支援金額】法人： 20万円 個人事業者： 10万円</p> <p>道特別支援金について(トップページ) - 経済部地域経済局中小企業課 (hokkaido.lg.jp)</p> <p>※休業・時短要請の対象となった飲食店や施設等は時短等への協力や支援金の受給の有無にかかわらず、本支援金の対象外です。 ※国の月次支援金(8月分以降)の受給者は申請できません。</p>
	<p>酒類販売事業者特別支援金</p> <p>※申請期限 5・6月分 令和4年1月31日まで 8・9月分 令和4年1月31日まで</p>	<p>酒税法に規定する酒類販売又は酒類製造の免許を受けている事業者で、対象月(緊急事態措置が適用された2021年5月・6月)の事業者全体の事業収入が、対前年(2020年)又は対前々年(2019年)同月比で50%以上減少しており、当該月に係る国の月次支援金を受給している事業者。 さらに、緊急事態措置により酒類提供停止の要請等が行われた特定措置区域の飲食店(要請に応じた店)との直接又は間接の反復継続した取引があること</p> <p>【支援金額】法人： 20万円 上限 個人事業者： 10万円 上限</p> <p>※詳細は酒類販売事業者特別支援金ホームページをご覧ください。 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/syuruitokubetsushienkin.html</p>
北海道	<p>飲食事業者等感染防止対策補助金</p> <p>※申請期限 11月30日まで</p>	<p>飲食店などの対面サービスを提供する事業者のみなさまへ。 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、飲食店など対面でサービスを提供する事業者の皆さまが、感染防止対策の強化のために購入した備品等について支援します。</p> <p>【補助金額】補助上限額： 75,000円 補助率： 3/4以内</p> <p>※e-ラーニングを受講し、修了書を取得いただく必要があります。 ※詳細は飲食事業者感染防止対策補助金ホームページをご覧ください。 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/inshokutenshien/top.html</p>

弟子屈町商工会